

令和2年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成17年4月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

令和2年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関・法人

- ・ 国の行政機関（48機関）
- ・ 独立行政法人等（191法人）

○ 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの状況について、令和3年3月31日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、識別される個人の数が1,000人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

令和3年3月31日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、次のとおり。

○ 個人情報ファイル数

（単位：ファイル）

年 度	行政機関	独立行政法人等
令和2年度	79,095	14,242
令和元年度	76,804	13,361

○ 個人情報ファイル数の機関・法人別内訳

(単位：ファイル)

行政機関	令和2年度	令和元年度	独立行政法人等	令和2年度	令和元年度
国税庁	72,308	70,357	日本司法支援センター	3,042	2,379
法務省	4,818	4,532	国立病院機構	2,610	2,648
厚生労働省	562	499	地域医療機能推進機構	1,448	1,438
財務省	245	245	筑波大学	408	392
総務省	181	179	九州大学	383	383
その他	981	992	その他	6,351	6,121
計	79,095	76,804	計	14,242	13,361

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり、「法定の要件を満たす場合」に利用・提供した個人情報ファイル数が大幅に増加している。これは、令和2年度から法務省が保有する登記情報を他の国の行政機関間で連携・共有する仕組みが開始されたことから、法第8条第2項第3号に基づき法務省から他の国の行政機関に提供した登記簿関連ファイルが増加したためである。

○ 利用目的以外の目的のために利用・提供した個人情報ファイル数

(単位：ファイル)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
個別の法令に基づく場合(注1)	令和2年度	2,585	373
	令和元年度	2,733	283
法定の要件を満たす場合(注2)	令和2年度	1,303	324
	令和元年度	199	286

(注) 1. 「個別の法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づき滞納処分のために行われる調査に協力するため、滞納者に係る保有個人情報を徴収職員に提供する場合などがある。

2. 「法定の要件を満たす場合」とは、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、①本人の同意を得て、又は本人に提供する場合、②行政機関又は独立行政法人等内部で利用することに相当な理由のある場合、③他の行政機関等に提供することに相当の理由のある場合、④本人の利益や社会公共の利益のための提供など特別の理由のある場合である(行政機関個人情報保護法第8条第2項各号、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項各号)。例えば、社会公共の利益のために提供する例として、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

(1) 開示、訂正又は利用停止請求の件数

令和2年度に受け付けた開示、訂正又は利用停止請求の件数は、次のとおりであり、開示請求の件数についてみると、行政機関では165,025件、独立行政法人等では2,786件である。

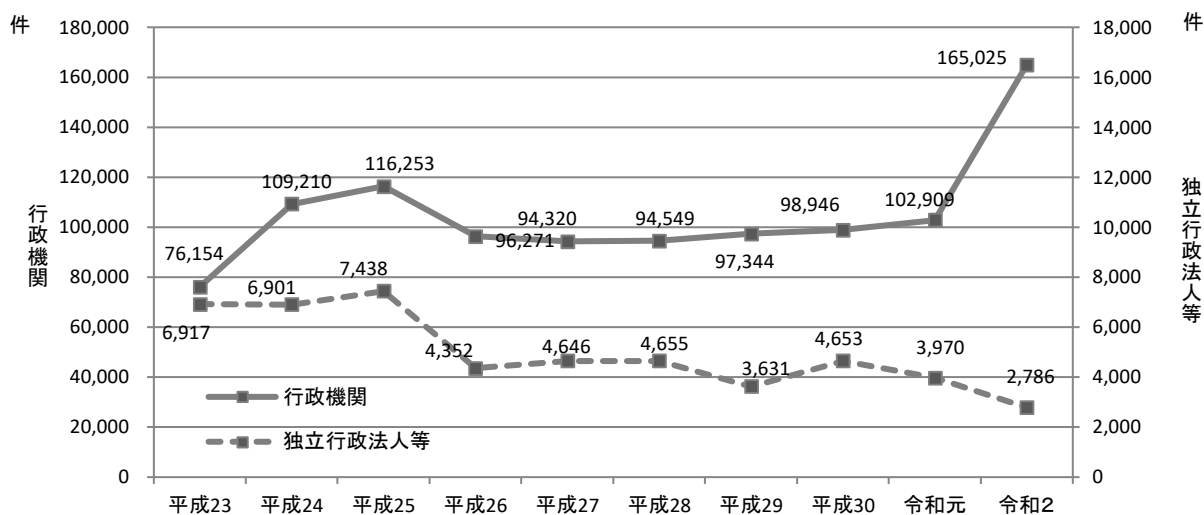
行政機関における開示請求件数については、前年度の1.6倍となっており、これは国税庁において本人が提出した確定申告書等に係る開示請求が増加したためである。なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種支援制度の申請手続には、確定申告書の控え等が必要とされている。

○ 開示、訂正又は利用停止請求の件数

(単位：件)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	令和2年度	165,025	2,786
	令和元年度	102,909	3,970
訂正請求	令和2年度	39	35
	令和元年度	40	24
利用停止請求	令和2年度	45	1
	令和元年度	11	3

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関・法人別内訳

(単位：件)

行政機関	令和2年度	令和元年度	独立行政法人等	令和2年度	令和元年度
国税庁	122,992	60,324	航空大学校	425	375
出入国在留管理庁	25,346	26,979	東京医科歯科大学	239	259
厚生労働省	13,140	12,108	日本年金機構	228	372
金融庁	1,453	1,093	国立がん研究センター	185	214
法務省	1,002	999	東京大学	171	905
その他	1,092	1,406	その他	1,538	1,845
計	165,025	102,909	計	2,786	3,970

(2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

令和2年度にされた開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、次のとおりであり、開示請求に係る決定についてみると、行政機関では、決定が164,388件なされ、このうち、全部を開示する決定が65,076件(39.6%)、一部を開示する決定が96,557件(58.7%)、不開示の決定が2,755件(1.7%)となっている。また、独立行政法人等では、決定が2,783件なされ、このうち、全部を開示する決定が2,170件(78.0%)、一部を開示する決定が473件(17.0%)、不開示の決定が140件(5.0%)となっている。

○ 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定	計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定
開示請求	令和2年度	164,388 (100)	65,076 (39.6)	96,557 (58.7)	2,755 (1.7)	2,783 (100)	2,170 (78.0)	473 (17.0)	140 (5.0)
	令和元年度	104,512 (100)	49,054 (46.9)	52,345 (50.1)	3,113 (3.0)	3,867 (100)	3,041 (78.6)	663 (17.1)	163 (4.2)
訂正請求	令和2年度	34 (100)	4 (11.8)	6 (17.6)	24 (70.6)	32 (100)	0 (0)	3 (9.4)	29 (90.6)
	令和元年度	42 (100)	7 (16.7)	6 (14.3)	29 (69.0)	20 (100)	0 (0)	0 (0)	20 (100)
利用停止請求	令和2年度	36 (100)	0 (0)	0 (0)	36 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)
	令和元年度	9 (100)	0 (0)	0 (0)	9 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (100)

(3) 審査請求

開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長又は独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

令和2年度にされた審査請求の件数は次のとおり。

○ 審査請求の件数

(単位：件)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	令和2年度	255	67
	令和元年度	261	73
訂正請求	令和2年度	15	17
	令和元年度	24	9
利用停止請求	令和2年度	10	0
	令和元年度	4	0

(4) 訴訟

令和2年度に新たに地方裁判所に提起された開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、次のとおり。

○ 訴訟の件数

(単位：件)

年度	行政機関	独立行政法人等
令和2年度	5	4
令和元年度	6	3

3 安全確保措置の運用状況

(1) 個人情報の不適正管理事案の状況

ア 個人情報の不適正管理事案の発生形態

令和2年度に、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案（以下「個人情報の不適正管理事案」という。）の件数は、行政機関では1,200件、独立行政法人等では1,975件である。

これらの事案のうち、配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）は行政機関481件（40.1%）、独立行政法人等1,019件（51.6%）となっており、これを除いた事案は、行政機関では719件（59.9%）、独立行政法人等では956件（48.4%）

である。発生形態別にみると、行政機関では誤送付・誤送信 321 件(44.6% (配送事故以外に占める割合。以下この項目において同じ。)) 及び 紛失 139 件(19.3%)が多く、独立行政法人等では誤送付・誤送信 506 件(52.9%)及び誤交付 232 件(24.3%)が多くなっている。

○ 個人情報の不適正管理事案の件数 (発生形態別)

(単位：件、%)

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数													
		配送事故以外											配送事故		
		発生形態別											発生形態別		
		誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	インターネット上に誤って流出	不正アクセス・不正プログラム インターネット上への流出を確認	盗難	その他	誤送付・誤送信	紛失				
行政機関	令和2年度	1,200 [100]	719 [59.9] (100)	321 (44.6)	97 (13.5)	82 (11.4)	139 (19.3)	11 (1.5)	8 (1.1)	0 (0.0)	5 (0.7)	56 (7.8)	481 [40.1] <100>	473 <98.3>	8 <1.7>
	令和元年度	1,200 [100]	758 [63.2] (100)	319 (42.1)	115 (15.2)	99 (13.1)	159 (21.0)	8 (1.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	11 (1.5)	46 (6.1)	442 [36.8] <100>	422 <95.5>	20 <4.5>
独立行政法人等	令和2年度	1,975 [100]	956 [48.4] (100)	506 (52.9)	232 (24.3)	17 (1.8)	103 (10.8)	20 (2.1)	14 (1.5)	1 (0.1)	3 (0.3)	61 (6.4)	1,019 [51.6] <100>	742 <72.8>	277 <27.2>
	令和元年度	1,530 [100]	978 [63.9] (100)	493 (50.4)	250 (25.6)	16 (1.6)	128 (13.1)	12 (1.2)	13 (1.3)	0 (0)	11 (1.1)	55 (5.6)	552 [36.1] <100>	224 (40.6)	328 (59.4)

○ 個人情報の不適正管理事案の件数の機関・法人別内訳 (配送事故以外)

(単位：件)

行政機関	令和2年度	令和元年度
厚生労働省	248	286
国税庁	196	178
経済産業省	44	29
その他	231	265
計	719	758

独立行政法人等	令和2年度	令和元年度
国立病院機構	302	340
日本年金機構	116	109
九州大学	62	44
その他	476	485
計	956	978

イ 個人情報の不適正管理事案の規模

個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人(個人情報によって識別される特定の個人)の数は、5人以下のものが、行政機関では1,050件(87.5%)、独立行政法人等では1,823件(92.3%)となっている。

- 個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人の数別内訳
(単位：件、%)

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数 (再掲)					
		本人の数					
		1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～	
行政機関	令和2年度	1,200 (100)	1,050 (87.5)	83 (6.9)	17 (1.4)	40 (3.3)	8 (0.7)
	令和元年度	1,200 (100)	1,010 (84.2)	117 (9.8)	20 (1.7)	39 (3.3)	14 (1.2)
独立行政法人等	令和2年度	1,975 (100)	1,823 (92.3)	88 (4.5)	16 (0.8)	34 (1.7)	14 (0.7)
	令和元年度	1,530 (100)	1,369 (89.5)	92 (6.0)	22 (1.4)	36 (2.4)	11 (0.7)

ウ 個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

令和2年度においては、個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償(国家賠償)請求訴訟について、新たに提訴されたものはなかった。

(2) 監査・点検の状況

総務省では、各行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、各行政機関及び独立行政法人等では、指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程(個人情報保護管理規程)を定め、監査・点検等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

- ・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000579982.pdf
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000579983.pdf

ア 監査の状況

指針では、監査責任者(内部監査等を担当する部局の長等)は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

令和2年度に監査を実施したのは、行政機関では48機関中43機関(89.6%)、独立行政法人等では191法人中181法人(94.8%)である。

これらの監査についてみると、行政機関では、措置を要する事項があると指摘されたものは11機関、措置を要する事項がないとされたものは32機関であり、また、独立行政法人等では、措置を要する事項があると指摘されたものは56法人、措置を要する事項がないとされたものは125法人である。

○ 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関、法人、%)

年 度		監査の実施機関数						要措置 事項なし
		要措置 事項の ある機関	全部措 置済み	未措置事項がある場合				
				対応予定 あり	対応予定 なし	監査直後 のため 方針未定		
行政機関	令和2年度	43 [100]	11 [25.6] (100)	10 (90.9)	1 (9.1)	0 (0)	0 (0)	32 [74.4]
	令和元年度	45 [100]	13 [28.9] (100)	7 (53.8)	6 (46.2)	0 (0)	0 (0)	32 [71.1]
独立行政 法人等	令和2年度	181 [100]	56 [30.9] (100)	22 (39.3)	31 (55.4)	0 (0)	3 (5.4)	125 [69.1]
	令和元年度	189 [100]	65 [34.4] (100)	23 (35.4)	38 (58.5)	0 (0)	4 (6.2)	124 [65.6]

イ 点検の状況

指針では、監査とともに、保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めており、令和2年度に点検を実施した保護管理者は、行政機関に置かれている25,603人のうち25,254人（98.6%）、独立行政法人等に置かれている12,433人のうち11,156人（89.7%）である。